

# 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

## 施策展開の方向性①

### きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります

#### 【施策の必要性】

教育を行うに当たっては、障害の有無を問わず、全児童・生徒が学習内容を理解し、授業に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごせることが重要です。

こうした考えの下、児童・生徒に、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、主体的に学習できる力を育成するためには、教員が一人一人の学習における課題を把握するとともに、個に応じた指導や習熟度別指導などきめ細かく指導を行うことが重要です。

特に都立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）では、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、もてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことで、基礎的な学力を伸ばしていく必要があります。

また、児童・生徒自身が自らの学習上の課題を正確に把握し、目標を立てるとともに、その達成に向かって努力し続ける意欲・態度を身に付けることが大切です。

東京都教育委員会は、義務教育の質的な向上に向けて、児童・生徒の基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るための基盤を整備するとともに、区市町村教育委員会に対し、児童・生徒の学力向上への適切な支援を行う必要があります。また、就学前教育の充実を図るとともに、就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図る取組を推進し、小学校と幼稚園・保育所等の就学前施設の双方が子供の成長を共有した指導の工夫を行うための支援を行うことも重要です。

さらに、高等学校においては、義務教育段階の学力の定着が十分ではなく、高等学校の授業が理解できない生徒が一部にみられることから、個に応じた学習を実施するなど、高校生に求められる基礎学力の確実な定着とその一層の向上を図るため、組織的・計画的な取組が必要です。

## 1 小学校・中学校における基礎学力の定着（指導部・人事部）

### (1) 児童・生徒の学力向上を図るための調査

#### ア 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施

##### (ア) 調査の目的

- a 都教育委員会は、児童・生徒の学力の定着状況を把握し、全都における教育施策に生かす。
- b 区市町村教育委員会は、教育課程や指導方法等に関わる自地区の課題及び解決策を明確にし、教育施策に生かす。
- c 各学校は、教育課程や指導方法等に関わる自校の課題・解決策を明確にし、児童・生徒一人一人の学力向上を図る。
- d 都教育委員会は、都民に対し、東京都の公立小・中学校における児童・生徒の学力の

## 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

状況について、広く理解を求める。

### (イ) 調査の内容及び実施学年

a 「学習指導要領に示されている目標や内容」の実現状況を把握するための内容<sup>（悉皆調査・自校採点）</sup>

小学校第5学年：国語、社会、算数、理科の4教科

中学校第2学年：国語、社会、数学、理科、英語の5教科

b 児童・生徒の学習意欲、学習方法、学習環境など学習に関する意識や生活習慣に関する内容

c 学校における指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備に関する内容

### イ 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」等についてのDVDの作成・配布及び説明会の開催

学力調査の意図、採点のポイント及び問題の趣旨、問題内容、並びに調査の分析方法についてのDVDを作成し、都内の全公立小・中学校等に配布するとともに、結果及び授業改善のポイントに関する説明会を都内の公立小・中学校等の教員及び全区市町村教育委員会の指導主事を対象に開催する。

### ウ 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」報告書及び指導資料の作成・配布

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果の分析を行うことにより、課題を明らかにし、その解決策としての授業改善のポイントを明示した報告書及び授業改善のポイントを分かりやすく説明した指導資料を作成し、都内の全公立小・中学校等及び全区市町村教育委員会に配布し、学校における授業改善の具体的な取組を支援する。

### (2) 「東京都学力向上施策検討委員会」の設置

東京都の学力向上施策に関する検討を行う委員会（有識者、区市町村教育委員会の代表、校長会の代表、PTA協議会の代表などから構成）を設置することにより、都教育委員会と区市町村教育委員会との連携を強化する。

### (3) 都及び国の学力調査結果を生かした「授業改善推進プラン」を活用した授業改善の推進

都内の全公立小・中学校等において、都や国の学力調査の結果及び報告書等を生かして児童・生徒の学力の実態を分析し、課題を明らかにするとともに、課題に応じた具体的な方策を示した「授業改善推進プラン」を各区市町村教育委員会の指導の下に作成し、その実施・評価・改善のサイクルの確立を図ることで授業改善の取組をより一層、充実させる。

また、各学校は、児童・生徒、保護者、地域の方々及び都民に「授業改善推進プラン」を積極的に公開することで、学校教育への理解と協力を求め、学校・家庭・地域が一体となって、児童・生徒の学力向上を図る。

### (4) 学校訪問の実施

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果に基づき、学力に課題のある学校へ国語、社会、算数・数学、理科、英語等を担当する指導主事がチームを編成して訪問し、指導・助言を行い、授業改善の取組を支援する。

### (5) 授業改善や学習指導に関わる先進情報の提供

児童・生徒一人一人の「確かな学力の定着と伸長」を目指して、都教育委員会が有する先進情報等を定期的に配信して、学校や教員の教育活動を支援する。

### (6) 算数・数学における習熟度別指導、英語における少人数・習熟度別指導の推進

「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づき、小学校算

数、中学校数学での効果的な習熟度別指導及び中学校英語での効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、児童・生徒の学力向上を図る。

(7) 「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトの改訂（活用）

新学習指導要領の全面実施に向けて「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトを改訂する。また、放課後の補習や家庭学習でも活用し、一人一人の学習状況に応じた支援の一層の充実を図る。

(8) 学力格差解消に向けた取組

児童・生徒の学力に課題を抱える公立小・中学校を対象に、学力向上に関する取組を活性化するために教科指導や補習などを行う教員を配置する。

## 2 就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図るための取組の推進（指導部）

(1) 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実

就学前教育カンファレンスを開催し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、小学校と就学前施設の双方が子供の成長を共有し、それを踏まえた指導の工夫を図ることができるよう支援することで、小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実を図る。

(2) 就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続

就学前教育及び小学校教育のより一層の充実を図るために、モデル地区と合同で5歳児から小学校低学年をひとまとまりとした教育課程を研究・開発するとともに、研究・開発した教育課程の実践及び効果検証に向けた取組を進める。

## 3 高等学校における学力の確実な定着（指導部）

(1) 「都立高校学力スタンダード」活用事業の推進

ア 全都立高等学校による、自校の学力スタンダードの作成及び学力スタンダードに基づく学習指導の実施

全都立高等学校において、「都立高校学力スタンダード」を基に自校の学力スタンダードを作成して具体的な学習目標を明示し、校内で組織的・効果的な指導を行う。

また、指導と評価のPDCAサイクルにより、授業改善と生徒の学力向上を図る。

(ア) 「都立高校学力スタンダード」を参考に自校の学力スタンダードを作成し、自校の学ホームページに掲載

(イ) 学力スタンダードに基づく組織的な学習指導体制の確立

(ロ) 学力スタンダードに基づく各教科の指導計画・報告書の作成

(ハ) 学力スタンダードに基づく指導と評価の実施

(ニ) 各校独自の学力調査の実施と分析

イ 学力向上データバンクの活用

各教科で組織的な指導を効果的に実施していくことを支援するため、「都立高校学力スタンダード」に基づいた生徒の学力の定着状況を把握するための標準問題を蓄積する。これまでに作成した標準問題を、各校が共通で利用することができるデータバンクに登録し、各校独自の学力調査問題の作成に資する。

(ア) これまでに作成した「都立高校学力スタンダード」に基づいた標準問題の登録

(イ) 各校独自の学力調査結果の分析による、学力定着状況の把握、繰り返し指導の実施及

## 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

### び学習指導方法の改善

#### (2) 「学びの基盤」プロジェクトによる教育プログラムの開発

都立高校生の「学びの基盤」(読解力、自ら学ぶ力)の向上を目的として、二つのワーキンググループを設置するとともに、研究協力校6校を指定し、次の内容に取り組む。

ア 読解力ワーキンググループにおける、社会生活を送る上で必要となる「読解力」を高める研究

読解力や記述に関する調査、インタビュー等を実施し、その結果を分析して、生徒一人一人の状況を把握するとともに、より効果的な指導方法等を開発する。

イ 自ら学ぶ力ワーキンググループにおける、社会との関わりや学ぶ意義を理解できるようにする指導の研究

自ら学ぶ力に関する調査を実施し、その結果を分析して、生徒一人一人の状況を把握するとともに、より効果的な指導方法等を開発する。

ウ 生徒の学びにおけるつまづきや理解の仕方に着目した、必要な支援や指導の在り方に関する研究

生徒の実態を把握する調査等を実施し、その結果を分析して、生徒一人一人の状況を把握するとともに、より効果的な指導方法等を開発する。

#### (3) 「校内寺子屋」の推進

ア 平成30年度に指定した都立高等学校10校において、生徒個々の状況に応じた学力向上の支援

イ 外部人材による学習支援体制の構築及び管理

放課後及び長期休業日等に、外部人材を活用し、年間240回の学習支援を実施する。

ウ 基礎学力の定着状況の把握

(ア) 義務教育段階の基礎学力の定着状況を把握し、対象生徒を決定するための学力調査を実施する。

(イ) 対象生徒の基礎学力の定着状況を把握するため、定期的に学力調査等を実施する。

#### (4) 「ゆめナビプロジェクト」の推進

ア 平成29年度に指定した基礎学力の定着を重視する高等学校10校において、生徒が明確な目標を持ち、進路実現に向けて努力できるように支援

イ 生徒が意欲的に学ぶことを支援するために、教職員が一人一人の生徒の進路希望や学力の状況を共有し、組織的に指導できる体制づくりに必要な支援の在り方について研究

## 4 高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実(都立学校教育部・地域教育支援部)

#### (1) 高等学校通信制課程におけるICT環境の整備

高等学校通信制課程に在籍する生徒が、時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながらeラーニングや学習相談等を行えるようにするなど、学習方法の多様化を図るため、ICTを活用した学習環境を整備する。

#### (2) 学びのセーフティネット事業(NPO等と連携した居場所づくり)

高等学校通信制課程の生徒に対し、学校とNPO等が連携して、日常生活の中でよりどころとなる居場所を提供するとともに、学習支援や進路相談・生活相談、生徒同士の交流等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を行う。

## 5 特別支援学校における「準ずる教育課程」の教育内容・方法の充実（指導部）

- (1) 特別支援学校の授業改善推進プランの効果的な活用推進  
各特別支援学校の準ずる教育課程における授業改善に向けた視点を明確にした授業改善推進プランの作成と効果的な活用を推進する。
- (2) 特別支援学校の教員の指導技術や授業力の向上  
地域の小学校、中学校及び都立高校等を「地域連絡交流校」に指定し、小学校、中学校及び都立高校等と連携した授業研究及び授業改善の取組を推進する。  
特別支援学校の準ずる教育課程の教科担当教員が、小学校、中学校及び都立高校等の各教科等の教育研究員に参加し、小学校、中学校及び都立高校等の教科指導の実践に触れる機会を充実させる。

## 6 小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の充実（都立学校教育部・指導部）

- (1) 小学校、中学校及び高等学校等における発達障害のある児童・生徒への支援
  - ア 小学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援  
平成30年度までに公立小学校約1,300校全校に特別支援教室の設置を完了した。  
区市町村支援として、引き続き、導入校に対する特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行う。
  - イ 中学校における特別支援教室の円滑な導入及び運営に向けた支援  
平成30年度以降、準備の整った区市町村から特別支援教室を順次導入し、令和3年度までに公立中学校約600校全校での設置を目指す。  
区市町村支援として、教室環境整備費等の補助事業を実施するとともに、導入校に対する特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行う。
  - ウ 特別支援教室の適正な運営に対する指導・助言  
都教育委員会が特別支援教室運営指導員を中心として、区市町村教育委員会及び学校現場に対してヒアリング及び実態調査を実施し、特別支援教室の運営状況を継続的に把握するとともに、都のガイドラインにのっとった適正な運営の徹底に向けた指導、助言を行う。
  - エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援
    - (イ) 各都立高等学校等における発達障害のある生徒に対して、障害の状態に応じた指導・支援を実施するため、土曜日等の教育課程外で、かつ、学校外で民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を行う。
    - (イ) 都立秋留台高等学校をパイロット校として都立高等学校における通級による指導を平成30年度から実施している。当面の間、都立秋留台高等学校の生徒を対象とした自校通級での運用を行い、実践を踏まえた上で、今後の通級指導の仕組み等を検討していく。
- (2) インクルーシブ教育システムの調査・研究の実施  
国内外における障害のある児童・生徒への教育の在り方や学校施設の状況等を総合的に調査し、公立学校において、障害のある児童・生徒が、その障害の状況等に応じて求められる教育環境等に係る基礎資料を得るため、次の調査を実施する。
  - ア 国内調査  
最新学術研究、国内文献調査及び他自治体の教育委員会を対象とする質問紙調査を行い、一部自治体等へのヒアリングや視察調査等を実施する。
  - イ 海外調査

## 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

海外における障害のある児童・生徒への教育制度や実施体制等について論文等の文献及び視察調査を実施する。

### 7 島しょにおける教育活動の充実（都立学校教育部）

#### (1) ICT環境の更なる活用による教育活動の充実

ア・イの実現をめざし、令和元年度においては、インターネット環境や利活用方針等を調査・検討

ア 島しょ高等学校において、ICTを活用したWeb確認テストでの習熟状況の把握や、習熟状況に応じた家庭での学習課題の提示等を可能とするため、情報端末の配備を充実し、学校・家庭を通じた効果的な学習を支援

イ Web会議システム等の活用により、島外の高等学校との交流、大学や企業との連携等を促進できる環境の整備

#### (2) 島外生徒の受入れの促進

ア 神津島村（神津高等学校）では生徒が村運営の寮に入居する形式により、八丈町（八丈高等学校）では地元住民宅でのホームステイにより、島外生徒を受け入れており、引き続き島外生徒の受入れを進めていく。

イ 他の島しょの町村についても、各町村の意向等を踏まえながら、島外生徒の受入れに向けた検討・調整を行っていく。

### 8 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（指導部・地域教育支援部）

#### (1) 「地域未来塾」の促進

ア 実施地区の拡充

関係課長会や担当者会など様々な場を通じて、事業の目的や成果について働き掛けを行うなど、区市町村における「地域未来塾」の推進を図っていく。

イ 情報提供の充実

各地区の特色的な実践事例、多様な運営方法や効果的な運営方法の好事例についてまとめた「地域未来塾ハンドブック」等を活用し、情報提供を行うとともに、区市町村における放課後等の学習支援の充実を図る。

#### (2) 「スタディ・アシスト事業」の実施

ア モデル実施

「地域未来塾」実施地区において、学習塾講師等の外部人材を活用し、中学生の進学を目的とした放課後等の学習支援をモデル実施する。

イ モデル実施の検証

進学を目的とした学習支援の効果や効果的な運営方法等について検証する。

#### (3) 「校内寺子屋」の推進（再掲）

ア 平成30年度に指定した都立高等学校10校において、生徒個々の状況に応じた学力向上の支援

イ 外部人材による学習支援体制の構築及び管理

放課後及び長期休業日等に、外部人材を活用し、年間240回の学習支援を実施する。

ウ 基礎学力の定着状況の把握

(ア) 義務教育段階の基礎学力の定着状況を把握し、対象生徒を決定するための学力調査を

実施する。

(イ) 対象生徒の基礎学力の定着状況を把握するため、定期的に学力調査等を実施する。

(4) 「進学アシスト校」事業の実施

ア 都立高等学校2校において、大学進学を目指す生徒の資質・能力及び学校の進路実績の向上を支援する。

イ 予備校講師等の外部人材を活用し、大学進学を希望する生徒を対象とした講座を開設し、意欲向上と学力伸長を図る。

ウ 指定校の教員の講座への参加を通して、大学受験に対応した教科指導力の向上を図り、授業改善に生かす。

## 施策展開の方向性②

### 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します

#### 【施策の必要性】

これからの変化の激しい時代を生き抜き、生涯にわたり主体的に学び続ける児童・生徒を育成するには、知識・技能の習得に加え、他者と協働しながら課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等及び主体的に学習に取り組む態度を育むことが不可欠です。そして、社会が直面する様々な変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのか、児童・生徒が自ら考えられるようにしなければなりません。

児童・生徒にこうした資質・能力を育成していくためには、アクティブ・ラーニングによる「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、質の高い授業を展開していくことが、全ての教員に求められています。

さらに、カリキュラム・マネジメントを通して、学校全体の取組として、質の高い「深い学び」を引き出していくことが重要です。

## 1 課題の解決に向けた実践力を育成する教育の推進（指導部）

### (1) 持続可能な社会づくりに向けた教育推進事業

持続可能な社会づくりに向けた教育推進校を15校指定し、持続可能な社会づくりに向け、自然環境や地域・地球規模等の諸課題について、児童・生徒一人一人が自らの課題として考え、解決していくための能力や態度の育成を図るため、以下の取組を推進する。

ア 推進校は、児童・生徒に身に付けさせる「資質・能力」を明確にし、以下の取組を行う。

#### (ア) 授業改善に向けた取組

持続可能な開発目標（SDGs）に関連した課題等について、各教科等の見方・考え方を働かせ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組みとともに、学習指導要領を踏まえた体系的な指導計画例と授業モデルを作成する。

#### (イ) 教科等横断的な視点による組織的な取組

各教科等の関連付けを図った教育課程の編成や、各教科等・学年を超えた組織運営の改善等、教科等横断的な視点で組織的に取り組む。

## 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

### (ウ) 外部人材や地域資源等の活用

外部人材や地域資源等を計画的に活用し、教育内容と教育活動の充実を図る。

イ ア(イ)について、推進校は育成すべき「資質・能力」に基づき、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、複数の教科等を関連付けて取り組む。

### (2) スクールアクション「もったいない」大作戦の実施

環境への取組（3R）について、子供たち自身が具体的な行動目標を設定し、その活動を家庭・地域と連携して継続的に推進・実践する。

### (3) 環境教育の推進

児童・生徒が、地域や地球規模の環境問題について、自ら課題として考え解決していくための資質・能力を育成するための環境教育指導資料を作成する。また、都や国における環境教育の課題や先進事例を共有し、指導の改善・充実を図ることを目的とした環境教育フォーラムを開催する。

## 2 授業改善に資する研究・研修の推進（指導部）

### (1) 「教育研究員」の実施

各教科等に関する内容、指導方法等の実践的研究を通して、都内各地区の教育研究活動の中核となる教員を養成することにより、東京都の教育の質の向上に資する。

### (2) 「東京都教育委員会研究推進団体」認定事業の実施

都教育委員会の教育目標を踏まえ、教員の教科等の専門性を育成するための研究活動等を通して教員の指導力向上に資するため、都教育委員会研究推進団体を認定し、研究活動の促進、研究成果の普及等の支援を行う。

## 3 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進（指導部）

### (1) アクティブ・ラーニングの推進

ア 生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付けられるよう、学校教育における質の高い学びの実現を目指すために、平成29・30年度に指定した「アクティブ・ラーニング推進校」30校（第2・3期）が以下の取組を行う。

#### (ア) 外部講師を招いた校内研修の実施

(イ) 先進的に取り組んでいる高等学校や大学等の視察

(ウ) 「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る授業実践

(エ) 報告書の作成

イ 推進校の成果の普及を図るため、次の取組を行う。

(ア) 「アクティブ・ラーニング推進校報告書」の作成及び全都立高等学校への配布

(イ) 推進校の実践の成果を発表する全都立高等学校に向けた実践報告会の開催

### (2) 知的探究イノベーター推進事業

ア 教育課程に関する研究

(ア) 知的探究力、イノベーションを巻き起こす創造力を育成するための教育課程の開発

(イ) 探究学習の充実を図るための教育課程の開発

イ 学習内容・学習方法の研究

(ア) 探究学習における、主体的・協働的学習を通じた、高いレベルでの思考力・判断力・



表現力等を育成する学習内容・学習方法の開発

(1) 都の独自教科「探究と創造」の開発

(3) カリキュラム・マネジメントの推進

全都立高等学校において、グランドデザインを作成し、新学習指導要領の趣旨の共有、現行教育課程における現状と課題の分析、新たな目標の設定、教科主任会及び教科会の整備など、カリキュラム・マネジメントの実現に向けた取組を実施する。